監査結果通知書

法	人	名	(福)十仁会
監査実	施年月	日	令和2年11月13日(金) 午前9時 ~ 午後2時
監査	員 氏	名	加藤、赤坂

ID	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	理事会	・社会福祉法第45 条の16第3項・定款第17条第3 項	理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとなっている。理事長の職務を整理した上で、法令及び定款に基づき必要な報告を行うこと。	文書
2	議事録	・社会福祉法第45 条の11第2項	法令等に基づき、評議員会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置くこと。	文書
3	議事録	・社会福祉法第45 条の15第1項	法令等に基づき、理事会の日から10年間、議事録 を主たる事務所に備え置くこと。	文書
4	評議員	·社会福祉法第40 条第1項、第2項、 第4項、第5項	評議員が、評議員としての欠格事由に該当しないことについて、誓約書等により確認を行うこと。	文書
5	会計書類	・社会福祉法第45 条の24第2項 ・経理規定第14条 第1項	法令等に基づき、会計に関する書類を適正に保存すること。	文書